

2006年8月レポート

国別項目:

タイ

1. 海賊版DVD6,000万パーツ相当
2. Combid薬の特許申請に抗議
3. 商務省、IP専門家を増員
4. 米国大使館、タイ警察は知的財産権侵害対策の新技术を公開
5. 当局、海賊行為取締への取り組み
6. 政府は世界規模の保護に向け動き出す
7. 知的財産所有者にライセンスの売却をアドバイス
8. タイの小売業、海賊版商品の販売禁止に賛同
9. 抗エイズ薬の特許
10. 偽造プール事件
11. BSA、パイラシー・ホットラインを再開
12. 国内の3つの研究、イノベーション庁のお墨付き
13. 特許法、特許保護の対象拡大へ

マレーシア

1. PCT国際出願
2. 製造業者、米国の特許をめぐる動きに懸念

シンガポール

1. 特許付与には請求項の審査が条件
2. 投資家は、IP訴訟に過剰反応し過ぎである
3. シンガポールの特許、アジア太平洋地域でトップ

フィリピン

1. 政府は血圧降下剤の輸入制限を通知
2. フィリピン、東南アジア5カ国の中で海賊版比率最小

インドネシア

1. 偽造の糊メーカー、2年の実刑判決を受ける
2. 警察が反海賊行為対策で称賛

ベトナム

1. ベトナムとEPO、特許保護で協力強化
2. 123の国内ブランド、国際的保護を受ける
3. 技術移転法案、曖昧さを残す
4. 専門家、商標の保護を求める
5. ベトナムと日本、科学技術協力協定に署名
6. ベトナムの知的財産保護、依然不十分

ラオス

1. ホンダ、ラオスの知的財産法下で権利保護

インド

1. 新IPR体制は不公平
2. カルカットのグループ、GSK社の抗エイズ薬特許に反対
3. 75の手工芸品が地理的表示の指定を受ける
4. インドの種子生産者、意識高揚の必要あり
5. インドのIP 機関、米国のIPR 会社と提携する
6. マイクロソフト社、知的財産権保護を州に要求

パキスタン

1. IPR侵害抑制キャンペーンに明るい見通し

アセアン

1. ニュージーランドは、アセアンとの貿易交渉で懸案事項の削除拒否
 2. アジアでは知的財産にもっと敬意を払うべし
 3. 知的財産権の強化と引き換えに、米国、アセアン諸国に市場へのアクセス提供
-

タイ

1. 海賊版DVD6,000万パーツ相当

(from www.ipthailand.org)

2006年8月1日、知的財産局のバンヨン・リンプラヨンウォン (Banyong Limprayoonwong) 副局長と捜査令状を持った警察官は、タリンチャン (Ta-ling Chan) 地区のタウンハウスを家宅搜索し、5万枚にもものぼる音楽・映画の海賊版DVDを発見した。その後、引き続いてバンコク・ノイ地区の他の疑わしい家屋の捜査に入ったところ、そこでは15万枚の偽造版DVD6,000万パーツ相当を発見した。警察では、犯行グループはバンコクの多くの場所でこれらの海賊版を流通させるつもりであったと見ている。

2. Combid薬の特許申請に抗議

(バンコクポスト、国内ニュース、3ページ、タイ、2006年8月8日付)

数百人規模のHIV感染者が、バンコク市内のグラクソ・スミスクライン製薬会社の社屋前で抗議活動をし、英国の製薬会社である同社がタイでのエイズ薬の特許出願を断念するよう求めた。同社は4年前にタイに抗エイズ薬Combidを導入したが、政府系の製薬機関 (Government Pharmaceutical Organisation) (GPO) は、同社の5分の1の価格 (1回の治療につき約40USドル (1,500パーツ)) で後発医薬品を製造している。

このエイズ薬は既存の治療薬を1つの薬にまとめて、患者が治療に使いやすくしている。エイズ・アクセス・ファンデーションの活動家は、この治療薬は既存治療薬を組み合わせたものにすぎないので、新発明ではなく、特許性はないと抗議する。活動家の主張によれば、英国では、最近、同社の特許出願に対して、そのような理由で拒絶の判断が下されたとのことである。

活動家は、もし特許が付与されれば、タイではこの薬の後発医薬品を製造できなくなり、多くの患者が治療に用いることができなくなるのではと恐れている。

3. 商務省、IP専門家を増員

(ネーション、ビジネス欄、ページ3B、タイ、2006年8月8日付、クルンテープトラキット、商業欄、7ページ、タイ、2006年8月8日付)

知的財産局は、所管業務のスタッフを官民の両部門で増員する。これは、タイ発明家を知財保護に一層向けさせるためのプランの一環であり、担当者の技術と知識を向上させ、特許と商標の登録手続きと関連法の両面で、より「IPプロフェッショナル」となるための計画である。

同局のカニソン・ナバナグラハ (Kanissorn Navanugraha) 局長は、これらの専門家は知的財産権登録手続きの際、権利者や発明者の代理人として働く人たちであり、権利者がこれらの専門家に自分の手続きを委任することにより、権利保護により前向きになるであろうし、さらに登録の承認への時間も短縮されるであろうと、カニソン局長は述べた。

「彼ら「IPプロフェッショナル」は、権利者の代理人としてだけでなく、権利侵害の際のコンサルタントとしても機能する」と局長は述べ、知的財産権の知識がなければ、自己の権利の侵害にも気がつかないと付け加えている。さらに、カニソン局官は、IPプロフェッショナルらは、その製品、デザイン、ロゴが出願以前にどこかで創作されていたかどうかを確認するサポートもすると指摘する。

知的財産局では、年間1万件の特許出願を受理しているが、特許付与されるのは2,000件にすぎな

い。一方、商標は38,000件の出願を受けて、27,000件が登録される。わずか110人の職員がこれらすべての登録事務に携わり、その作業には世界中の情報チェックも含む。この実情が、出願から権利付与まで最低でも1年を要する理由である。

同局は、世界知的所有権機関やヨーロッパ特許庁と緊密に連携して専門家の派遣を受け、国際標準と規則に精通するため、学者や弁護士などのIPプロフェッショナルと職員の育成をしている。

「これらの専門家には、サービスのレベルを保証するための資格がやがて必要となる。」とカニソン局長は述べ、同局では、来年実行するための計画を検討していると付け加えた。これらの専門家は、直接的に小規模企業をサポートし、より付加価値の高い製品を製造する手助けになると局長は述べている。

4. 米国大使館、タイ警察は知的財産権侵害対策の新技术を公開

(ポスト・トゥデイ、今日のニュース欄、ページA2、タイ、2006年8月8日付、
ネーション、ビジネス欄、ページ3B、タイ、2006年8月9日付
タイ・ニュース・サービス、2006年8月9日付)

Alexander A. Arvizu米国代理大使、Kanissorn Navanugraha知的財産局長、タイ警察高官は、タイでの映画と音楽の海賊行為に対する新しい時代を切り開くと約束された新型の光ディスクの科学的犯罪捜査用顕微鏡のデモンストレーションを見学した。

米国大使館は、タイでの知的財産の侵害対策の1つとして、この顕微鏡の購入を援助した。この顕微鏡は、弾道捜査に使用されるものと同様の科学的犯罪捜査技術を使用し、警察が海賊版CDとDVDの出所を突き止め、製造者を起訴するための一助となる。

バンコクのタイ警察本部で行われたデモンストレーションで、Arvizu米国代理大使は、タイの路上で販売されている海賊版ディスクを発見することはこれまで難しかったと述べ、この顕微鏡を使って得られた証拠で、タイ警察は反海賊版対策を拡張・強化し、問題の根源の海賊版偽造工場を自分たちで標的として絞ることができると述べた。

担当警察官の説明によれば、CDとDVDの製造過程で、例えば指紋のような何らかの傷がディスクに残り、それがそのディスクを製造した機械に特有なものであるとのことである。顕微鏡を使ってこれらの傷を発見することにより、海賊版CDとDVDに付着した指紋を照合して、製造元の機械を直接突き止めることができる。

国際知的財産アライアンス(IIPA)は、今年度初頭にレコード、映画、ソフトウェア産業が海賊行為のために、2005年度、タイだけで2億7,800万USドルの損害を被ったと見積っている。CDとDVDの使用がより広範となり複製技術が進歩したため、過去数年間で被害額は急増した。国内で製造された海賊版CDは、世界中の税関で発見、押収されている。

5. 当局、海賊行為取締への取り組み

(ネーション、ビジネス欄、ページ2B、タイ、2006年8月14日付
ポスト・トゥデイ、ビジネス・マーケット欄、ページB3、タイ、2006年8月14日付)

知的財産局は、37(39の誤り)の機関と覚書を結び、海賊版比率を4%抑えるための努力をする。

知財局のBanyong Limprayoonwong副局長の発表によれば、暫定政権のPreecha Laohapongchana商務省副大臣は、2006年8月16日にタイ警察、バンコク都、音楽・映画の著作権所有者、映画興行主、10の主要デパートと覚書を結ぶとのことである。

これらのメンバーは、特別警戒地域を設けて、厳重な取締りを実行する。Banyong 副局長によれば、

タイの海賊行為の70%はデパートとショッピングモールで行われており、残りが路上の露天によるものである。新施策では、露天が海賊版商品を販売しているのを発見された場合は免許が取り消されるとともに、覚書に未登録のデパートやショッピングモールへの監視も頻繁に行うとのことである。

「著作権所有者から、海賊行為のために販売額が落ちているとよく聞く。デパートは(海賊商品の氾濫の)直接の原因は、低購買力と経済状況だと考えるであろう。」と副局長は述べた。

6. 政府は世界規模の保護に向け動き出す

(ネーション、ビジネス欄、ページ3B、タイ、2006年8月15日付)

知的財産局は、特許協力条約(PCT)とマドリッド協定議定書に加盟し、タイでの世界規模での知的財産権の保護を確実にしようと計画している。

カニソン局長は、タイの著作権、商標権、特許権の統一的な保護を実現するとし、来年、これらに加盟申請をするであろうと述べた。

海外市場での権利侵害に直面し、政府は世界規模での知的財産保護対策の促進を図っている。ホームリー米(ジャスミン・ライス)、シルク、ハーブ、マッサージ技術やその他の地域から産まれる治療技術を含む多くのタイ製品は、さまざまな形で侵害されている。最近、知的財産局では、タイ発明の海外での侵害を防ぐため、「特許監視」実行部隊を編成した。

PCT加盟国として、タイの発明と知的財産は、1回の国際特許の出願により自動的に何カ国かで保護される。また、タイの特許登録・付与のデータも自動的に更新されると局長は述べる。

加えて、マドリッド協定議定書では、1回の商標出願により、50カ国以上で商標保護が受けられる。タイは既にベルヌ条約の加盟国であり、著作物と芸術作品の保護を受けている。

知的財産局では、より多くのタイ人が知的財産登録することを奨励している。より大きなスキームの一部として、国際水準に合致すべく法律が改正されている。これらは、国際市場でタイの権利の登録を円滑にするものであり、加えて、タイでの登録を希望する外国人の権利保護を強化するものでもある。

知的財産局では、タイの発明家がより発明性のある商品を創造し、登録するのを奨励するための他の対策も講じている。同局では、タイの企業、特に中小企業からの特許、商標登録の増加を期待している。

知的財産権保護への人々の理解を増進させるため、同局では、タイの大学と協力して学部生のための特別コースを設置した。

また、同局によれば、タイでは平均して毎年1万件以上の特許と3万8,000件の商標が発行されるが、特許・商標登録の60%以上が外国人により出願されたものである。今の我国の知的財産の関心事は、シンガポールやマレーシアと比べ、スタートが遅れたことであると、カニソン局長は述べた。

計画の一環として、知財局では、世界での知的財産登録の情報を集めたデータベースを設置する。カニソン局長は、タイがアジアの知的財産データベースのセンターになることを望んでいるおり、現在、同局では、他国で開発されたデータベースシステムの研究を行っている。

カニソン局長は、データベースシステムは、知的財産の知識を増やそうとする学生や研究者の資料センターになるだろうと述べた。

加えて、タイの著作権、特許権、商標権の侵害を毎年確実に減少させるため、知的財産局は人々が自分の権利に気づくよう意欲的にキャンペーンを進めるであろう。

商務省では、昨年7,682件の知的財産侵害事件を報告し、209万個の商品を押収した。2004年度の侵害事件は、押収点数では10%減少したが、件数では7.8%増加した。著作権の侵害が最も多く、特許・商標侵害がそれに続く。

7. 知的財産所有者にライセンスの売却をアドバイス

(タイ・ニュースサービス、2006年8月17日付)

知的財産局では、知的財産の所有者に対し、もし自分でビジネスを立ち上げる予定がないなら、ライセンスをセントラルマーケット(集中売買市場)に売却することを提案している。

知的財産局のカニソン・ナバナグラハ(Kanissorn Navanugraha)局長は、今年は、300人ほどの知的財産所有者が知的財産を資本に換えるというこのプランに従い、ローンに応募すると予想している。知的財産所有者のほとんどはビジネス知識がないため、この数は現実よりは少ないと局長は述べた。

自分たちでビジネスを始めるつもりのない者は、知的財産の商業利用を促進するため、知的財産局が設置する市場にライセンスを売却できるとのことである。

カニソン局長は、10人のコンピュータープログラマーが自分たちの著作権保護のために応募していると述べた。これらのプログラマーの著作物であるソフトウェアに付加価値を与え、彼らを支援するための集中市場が設置されるべきだと述べている。

8. タイの小売業、海賊商品の販売禁止に賛成

(アジア・パルス、2006年8月17日付)

商務省知的財産局が先導して、政府機関は16日、国内の主要なデパートの協賛を得て、店内及び指定地域での海賊品の販売を一切禁止する覚書に署名したと、知的財産局のバンヨン・リンプラヨン(Banyong Limprayoonwong) 副局長は述べた。

この覚書は、デパート店内のテナントのみならず、デパートに隣接したモールや許可を受けている歩道部分もカバーするものである。

同省で行われた覚書の調印式は、商務省のPreecha Laohapongchana副大臣氏が指揮を取り、知的財産局職員、タイ警察、バンコク都行政部(BMA)、法務省、デパートの経営者らが同席して、違法商品の販売取締りに一致して協力すべく行われた。

この覚書により、デパートは、店内及び店頭に出している店やテナントがCD、DVDその他の海賊商品などの知的財産権侵害商品を販売しないよう協力して監督する責任を負う。

「テナント店や小売商が海賊商品を販売しているのを発見したとき、デパートは契約を解約し、侵害者を当局に通報しなければならない」と副局長は述べた。

商務省は国境地帯の税関にも協力を求め、近隣諸国からの海賊版CD、DVDの流入に厳しい取締りを行っていくとも副局長は述べた。国際的な映画制作者らは、タイ当局が海賊版商品の取締りを成功させていることに賛意を表している、と同副局長は語った。

9. 抗エイズ薬の特許

(バンコクポスト、国内ニュース欄、5ページ、タイ、2006年8月17日付、 AFX アジア、2006年8月17日付)

英国の製薬会社グラクソ・スミスクライン(GlaxoSmithKline)は、タイとインドで問題となっている主要なエイズ薬の特許出願を取り下げたと、同社と国際的エイズ運動家が述べた。4年前にタイにCombido薬を導入したグラクソ社は、同社がタイでのCombidoの出願を取下げの意向を今月初めにタイ政府に伝えたとAFP通信に述べた。

この出願の取下げは、特許が与えられたならイギリスを本拠とするこの会社がタイでの薬の販売を

独占してしまうというエイズグループの抗議の結果である。そうなった場合、政府の製薬機関 (Government Pharmaceutical Organisation) は、格安の後発医薬品の製造に対して中止命令を下すことになりかねなかった。

取下書が知的財産局に提出されたのは8月7日で、国内外からのエイズ活動家と500人ほどのエイズ患者がバンコクのグラクソ社の前で抗議行動を起こした翌日だった。

Combivirは、StavudineとLamivudine とを合わせた薬で、エイズ患者が完全な治療のために必要とされる混合薬の一種である。同社は米国とヨーロッパで同薬の特許を有し、1997年以降タイで特許出願をしていた。

2月にエイズと生きる人々のネットワーク (Network of People Living with HIV/Aids) の代表が商務省のKarun Kittisataporn事務次官と面会し、グラクソの出願を却下するよう申し入れた。彼らは、Combivirは新薬ではなく混合薬に過ぎないと訴えた。

同グループでは、グラクソは知的財産法を利用し、自社をタイで唯一の抗レトロウイルス薬の流通業者にしようとしていると主張した。これにより同社は、この薬品60錠を8,300パーツで販売することが可能となり、この薬を多くの患者の手の届かないものにしてしまっている。

知的財産局の特許部長のSeksan Boonsuwan氏はグラクソにCombivirの特許が与えられれば政府の製薬機関は製造を中止せねばならないと先に述べていた。そうなったらエイズ患者に大きな衝撃を与えたい。

10. 偽のプール事件

(バンコクポスト、国内ニュース欄、2ページ、タイ、2006年8月20日付、バンコクポスト、ビジネス欄、ページB1、タイ、2006年8月29日付)

特別捜査局 (Department of Special Investigation : DSI) は、プーケットの工場を摘発して、Desjoyauxの偽造プールを押収した。Desjoyauxは、フランスの著名なプールのブランドである。

知的財産犯罪課のYongyuth Srisattayachon課長は、JD Pools Co はかつてDesjoyaux Thailandの製造を引き受けていたが、その契約は2年前に失効している。Desjoyauxは大手のプール製造業者だが、JD Poolsが依然としてプールの製造を続けているが判明し、一台300万パーツもするそれらのプールをバンコク市内や国外の顧客に販売していた、と同課長は述べた。

Desjoyaux社の取締役Wongkarn Karnchananopinit氏は、プールの偽造品の情報を得たのは、プーケットの顧客がJD Poolsからプールを購入し、製品についての苦情をDesjoyaux社に訴えたためだ。偽造品の品質は本物ほど良くなく、水漏れしていたとのことである。

JD PoolsによるDesjoyaux製品の偽造は、同社に1,000万パーツ以上の損害を与えたとKarnchananopinit氏は述べた。Yongyuth課長は、JD Pools社の役員に対する逮捕状を要請した。

DSIは、サムットプラカーンの同社工場を間もなく強制捜査する。知的財産権の侵害には、2年以内の懲役と40万パーツの罰金刑が科せられる。

タイのプール製造業者JD Poolsグループは、1週間後に、フランスのDesjoyaux Poolsに対して1億パーツの損害賠償を求めて逆訴訟を起こす準備をしている。

またJD Poolsは、DesjoyauxとDSIに対し、8月18日のプーケットの同社倉庫を捜査した件でも訴訟を起こすと述べた。

JDの役員Tanusak Puengdej氏によれば、DSIとDesjoyauxによる同社倉庫からの200個のプール壁素材及びトラックが押収された後、同社は弁護士とともに法的措置に訴えるための情報収集を行っているとのことである。

「我々は特許侵害の嫌疑を否認する。」と同氏は述べ、「Desjoyaux により起こされたアクションは、我々の評判と良好なイメージを傷つけるのが狙いだ。我々は、法的手段を通じて、正義を追求し続ける。」と付け加えている。

同氏は、DSIはJD Poolsの摘発を行う際、事前の適切な捜査を行っていないと主張している。著作権侵害の場合、疑わしい商品の押収は合法的であるが、特許の場合はそれとは違って、製品の押収前に侵害が起きていることを証明しなければならない。

Tanusak氏によれば、JD Pools社は1997年に設立され、プールの製造とDesjoyauxからのプール基材の輸入を事業としていた。2004年に両社は契約を終了し、JD Poolsは独自にプールの基材の製造を開始し、Desjoyauxもタイでの製造事業を開始した。

「8月18日以降、我々はこの事件についての陳述をするための招請をDSIから受けていない」とTanusak氏は述べた。

11. BSA、パイラシー・ホットラインを再開

(バンコクポスト、データベース欄、ページD2、タイ、2006年8月23日付)

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)は、タイでのソフトウェア・パイラシー・ホットラインを再開させ、世界的には海賊版率が下がっている中で、タイのソフトウェアの海賊版比率がアジアで最も高い国の一つであるだけでなく、去年は79%から80%へと増加したことをコメントした。

摘発の成功につながった情報提供者には、最高で25万パーツまでの報償金が与えられる。記者会見したBSAアジア海賊行為対策部長のTarun Sawney氏は、BSAの会員にはAdobe、Microsoft、Symantec のような大手メーカーから、EntrustやBorlandなどの小会社も含まれると説明した。BSAがアメリカの権益ばかりを擁護しているというのは正しくないし、SAPやCheckpointのソフトなども代表していると述べた。

今年のタイの海賊版比率は、昨年より1%上昇し80%となった。これは世界平均の35%から見て受け入れがたい数字であり、アジア平均の53%と比較しても良いものでないと同氏は述べている。過去9ヶ月間だけで、BSA はタイ国内の12の会社で摘発を行い、違法なソフトウェア5,600万パーツ相当を発見した。

BSAは、法に従うことによるのみ、タイに富と繁栄がもたらされるということを明確に示そうとしている。海賊版比率が10%落ちることにより、ITセクターで4,000の職が増加する。さらにソフトウェアビジネスは、広告・小売分野で多くの仕事を生み出すため、14,000以上の雇用を創出し、タイに19億USドルの経済効果をもたらすだろうとしている。政府にとっても、税収入が増え、全体的により強力で健全な国家になるであろうと同氏は付け加えた。

Sawney氏は、タイでの知的財産権保護のため、国を挙げての「一体的な」取組みをめざし、39の官民セクターとの覚書の署名を進め、今ちょうどその署名式から戻ったばかりだと述べた。

BSAが何年間も取り組んでいる「ホットライン」は、携帯電話からだと02-711-6193へ、固定式電話では1800-291-005へダイヤルして会社内の海賊行為を通報する仕組みで、情報提供者には最高25万パーツが提供される。インターネットのホームページ<http://www.bsa.com/thailand>を通し、より多くの情報が寄せられている。報償金の額は、提供される情報の量、質、正確度により決められる。

12. 国内の3つの研究、イノベーション庁のお墨付き

(ネーション、タイ、2006年8月29日付)

国内の研究開発の結果を商業目的に利用する目的で、国立イノベーション庁(National Innovation

Agency) (NIA) は科学サービス局と連携し、民間企業に3つの研究プロジェクトのライセンスを与えた。

これらのプロジェクトは、ヤギの乳から石鹸を製造する技術、石灰の粉を形成する技術、セラミック製の花を製造するのに必要な技術で、それぞれ、Kovic Kate International (Thailand)、Thai Pure Agriculture Foods、CeraLampangにライセンスされる。

今回のライセンスは、国内の研究プロジェクトの商業利用を進めるため、NIAが研究機関と協力した試みの1つである。6ヶ月前、同庁では知的財産管理の新ユニットを立ち上げ、国内の商業利用の可能性のある研究を民間企業と組合せ、技術のライセンスングにより、一層の商業利用を図ろうとしている。

NIA委員会のメンバーでもある科学省のSaksit Tridech事務次官は、3つのプロジェクトは国内の研究成果が現実の新しいビジネスに結びつくという例を示したと述べた。計画では、同庁は技術を民間企業に移転し、研究成果のアイデアを商業市場向けの大量生産に利用するとのことである。

13. 特許法、特許保護の領域拡大へ

(タイニュース・サービス、2006年8月30日付)

商務省は、現行の1984年特許法の見直しを進めているが、特許保護の範囲を動植物の抽出物の製法だけでなく、それらの抽出物そのものまで拡大することを検討している。改正案では小特許(実用新案)の水準を引上げ、発明が本当の「新規性」を有することが要件とされる(現行法では、方式審査のみ)。商務省では改正法案の下では出願後のプロセスが短縮され、侵害事件での紛争も減るだろうと予想している。

マレーシア

1. PCTによる国際出願

(www.myipo.gov.my)

2006年8月16日より、PCT/RO/101のフォームに必要事項を記入し、特許の明細書と所定の手料を添えてMyIPOに提出することにより、PCT国際出願が可能となる。

PCTによる国際出願で必要なことは、特許の出願を希望する国にチェックするだけであり、特許の出願をするために他国までの航空運賃を支払う必要はないし、特許審査も迅速化される、と国内取引・消費者行政省のDatuk Shafie Apdal大臣は述べている。

さらに大臣は、PCTの他の利点は、加盟131カ国との間で情報を共有できることでもあると付け加えている。

2. 製造業者、米国の特許をめぐる動きに懸念

(ビジネス・タイムズ、2006年8月22日付)

マレーシアの製造業者は、ソフトウェアと製薬の特許について、現在交渉中の米国 マレーシア間の自由貿易協定(FTA)交渉に米国が絡めてくるのではないかと懸念している。

マレーシア製造業協会(Federation of Malaysian Manufacturers)(FMM)によれば、米国と他国とのFTA交渉の経過を見るに、米国は世界貿易機関により世界規模で受け入れられている特許の範囲を超えて要求しているとのことである。

このような動きは、マレーシアの製造業者にとって貿易促進や市場アクセスを図る上で良い結果をもたらさない、とFMMのDatuk Yong Poh Kon会長が昨日クアラルンプールで述べた。知的財産権のエンフォースメントの強化は、外国企業にとって、マレーシアで研究、ソフトウェア、製薬、バイオテクノロジー及び他の技術を基礎とした産業へ投資することに自信を持たせることになる。

WTOのメンバーとして、マレーシアは知的財産に関する包括的な多国籍条約であるTRIPs条約の加盟国でもある。Yong会長は、米国のチリとシンガポールとのFTAでは、米国は特許期間を「TRIPsプラス」と称して、30年から40年に延長しようとしていたのを見たと言った。

「我々は、(TRIPsの)オリジナル条項に準拠するよう政府に対して我々の姿勢を示してきた。なぜなら、期間の延長には何ら付加的な価値がないからである。これに賛成すると、我々の立場が危険になる。米国には、ソフトウェアのインストラクションで特許を取得するような会社が多数あるからである。」と付け加えた。

Yong会長は、もしマレーシアがTRIPsを超えて特許期間の延長に合意すれば、後発医薬品を製造する業者も困難に直面するだろうとも述べた。

FMM内のWTO・FTAアドバイザーであり、マレーシアの元WTO大使であったDatuk M. Supperamiam氏は、マレーシアは後発医薬品を製造する能力のない発展途上国が他国、例えばインドなどから後発医薬品を輸入できる柔軟性を得ることが立場で、WTOで交渉したことがあると述べた。タイと米国のFTAは、主としてこの問題がゆえに交渉が決裂している。

シンガポール

1. 特許付与には請求項の審査が条件

(知的財産管理マガジン、英国、161号、103-104ページ、2006年7月/8月)

シンガポールの特許出願では、特許料の納付前に、特に請求項に関して、適宜自主的に補正をするのが一般的である。かつての特許出願は、補正が審査されないまま特許が付与されることもあった。

しかしながら、2004年7月1日に施行された改正シンガポール特許法により、旧来のこの実務は適切ではなくなった。2004年7月1日以降に出願された特許は、1つ1つの請求項は、少なくとも1つの審査済の請求項と関連していることが条件となった。

シンガポール特許法の第2条(3A)によれば、2つの請求項が同一の場合、又は第2の請求項の限定が第1の請求項の限定と同一の場合若しくは第2の請求項と第1の請求項の限定の相違が表現上のみで内容が同じ場合に、1つの請求項は他の請求項と関連すると見なされる。1つ以上の請求項が他の1つの請求項と関連していることもありうる。

それゆえ、補正請求の各々の項は、少なくとも既に審査された請求項の1つと関連性を有しており、特許料の納付の際、関係する書面の提出とともにそれを明示しなければならない。同様に、審査済の請求項の条件は、出願人が関連外国出願の所定情報を利用する場合にも適用される。

新条件は、特許交付前に出願人が自発的に請求項の補正を行うことに制限を課すことになる。自主的な補正をしない場合でも、審査済の請求項に対する新条件は有効となる。特許交付の際に提出された審査報告書の中ですべての請求項が審査されていない場合があり、そのような出願は特許付与の際、請求項がすべて審査されていることが条件なので、この条件を満たしていないこととなる。

特許付与の条件として、未審査の請求項がある場合は、シンガポール特許庁はその出願の特許付与を認めない。しかしながら、そのような出願に誤って特許が付与された場合、未審査の請求項の存在は重大な結果を及ぼす。

さらに、裁判所や登録官は、補正した請求項が審査済の請求項と関連していないという違法があった場合、これに対する賠償請求や、利益となるような命令又は他の救済手続きの付与を拒否することがある。それゆえ、出願人はこれらの結果を予め認識し、新しい審査済の請求項の条件に十分留意することが大切である。

2. 投資家は、IP訴訟に過剰反応し過ぎである

(ビジネスタイムズ、シンガポール、2006年8月14日付)

当地の投資家は、企業が知的財産権問題で法律行為を起こすという発表をするたびに大げさな反応をするが、特許に関してもっと勉強する必要があるようだ。

IPアカデミーのデービット・リウエリン(David Lewelyn)代表は、心臓のステントのメーカーであるバイオセンサー・インターナショナル・グループ(Biosensors International Group)の株は、他社との特許侵害訴訟の情報が発表される度に変動した、と述べている。

加えて、世界最大の生命科学産業を抱える米国では、特許訴訟は日常茶飯事である。偉大な発明家であるトーマス・エジソンは、かつて、特許は訴訟への招待状に過ぎないとも述べている。リウエリン代表の推計によれば、米国では年間1,600件の特許侵害があり、そのうち裁判所で判決を得るのはわずか約100件ほどとのことである。

3. シンガポールの特許、アジア太平洋地域でトップ (ビジネス・タイムズ、シンガポール、2006年8月22日付)

シンガポールは小国ではあるが、発明の「品質」は最高で、アジア太平洋地域で技術的に最大のインパクトを持つものもあることが、シンガポール国立大学(NUS)の起業家センターの調査で明らかとなった。

この研究は、IPアカデミーからの委託事業で22日開催されるフォーラムで発表されるが、それによれば、シンガポールの特許は、1996年から2004年までに取得された特許の引用度指数の比較から見て、アジア太平洋地域で質的に最高の地位を得た。

その指数は、特許が他の特許により引用される頻度を表すものだが、その国の発明の質を比較するおおよその指標として用いられる。

研究はアジア太平洋地域の17カ国について行われ、米国の特許商標庁のデータベースから収集された数字を使っている。シンガポールの特許と見なされる条件としては、協同発明者のうちの少なくとも1人がシンガポールの在住者であることである。

研究によれば、1994年から2004年までに登録された特許の指数は0.94で、ドイツの0.62、アイルランドの0.89より高く、アジア地域でも最高の指数だった。アジア域内では、日本が0.91で第2位、台湾が0.79で第3位であった。これに対し、米国の同時期の比較引用度数は1.21であった。

シンガポール知的財産庁(IPOS)のWong Sheng Kwai副長官によれば、シンガポールの特許の質は「発明の創意工夫性」から引き出され、またシンガポール出願人の代理人である特許専門家が作成する出願書類の品質からも生じている。

さらに、人口当たりの特許件数からみても、国の体力を超えて奮闘している。同研究によれば、2005年に人口100万人当たりの特許件数は105.3件で、アジア地域では日本の253.1件、台湾の269.6件に続き第3位である。

しかしながら、研究が示す結果では、シンガポールで取得された特許は、アジア太平洋地域でも同様、その大部分は外国企業または外国人により所有されている。

フィリピン

1. 政府は血圧降下剤の輸入制限を通知 (ビジネスワールド、2006年8月18日付)

Pfizer Philippines, Inc社は、政府機関を相手に起こした特許侵害事件の裁判で、裁判所が同社の血圧降下剤amlodipine besylateの特許を期限が終了する来年まで認める判決を出したことにより、優位に立った。

Makati地方裁判所支部149のCesar Untalan判事は、政府が所有し支配するフィリピン国際貿易公社(PITC)の役員会に対し、公社が国内でNorvascの商標で販売されている特許薬品を、その特許が終了する2007年6月までは輸入しないという決定を行って発表するよう命令した。

同時に裁判所の命令では、食品医薬品局(Bureau of Food and Drugs)(BFAD)に対して、同局が発行する薬品登録証明の中で定める薬品の有効性と安全性についての期間を、特許所有者の権利保護のため、特許の期限が切れるまで延長するよう求めた。

これにより、Pfizer社は政府機関に対する侵害訴訟の取下げを検討する。

2. フィリピン、東南アジア5カ国の中で海賊版比率最小 (アジアパルス、2006年8月24日付)

東南アジア5ヶ国の日系製造企業に対する調査によれば、フィリピンは、2005年における海賊版比率が中国やインドよりも低く、5ヶ国中、最も低い国として認識されている。

これは、今年前半に日本貿易振興機構(JETRO)が東南アジア、インド、中国の日系企業1,865社(有効回答966社)を対象に行った海外調査の結果である。

この調査結果は、米国通商代表部のスペシャル301条の優先監視国リストからの脱却を実証するものであり、反海賊行為キャンペーンや各機関との連携強化の成果である。

IPOフィリピンのAdrian S. Cristobal Jr 長官は、JETROの調査結果を歓迎し、これはアロヨ政権の反海賊行為キャンペーンと国内での知的財産権保護の推進へのあらゆる努力が認められたものだと語った。

フィリピンでの調査対象の185社のうち、14社、7.5%が国内市場に海賊商品が流れ込んでいると回答したが、同じ質問に対しタイでは19社、9.5%が海賊商品の流入を認め、中国では53社、18.6%がその流入を認めると回答している。また、その他の国での同じ質問に対する回答では、マレーシアが16社、9.5%、シンガポールが16社、16.8%、インドネシアが18社、11.5%、ベトナムが18社、21.7%、インドが13社、20%であった。

模倣商品の各国市場への流入に関する質問項目は、日系企業を対象とした昨年度の景気動向調査の一環として行われた。この景気動向調査によれば、今年度の収益見込みの質問に対し、フィリピン国内185社のうち11.4%の会社で収益が改善されるという予想であった。

インドネシア

1. 偽造の糊メーカー、2年の実刑判決を受ける

(ジャカルタポスト、インドネシア、2006年8月10日付)

1人のビジネスマンが、2つの糊の商標を偽造した罪で2年の実刑判決を受けた。もっとも、検察官の求刑よりは減刑されている。

タンゲラン (Tangerang) 地方裁判所の判決によれば、被告のダーモノ (Darmono) 49歳は、2001年施行の知的財産侵害の罪で有罪となった。ダーモノ被告は、2005年5月にタンゲランの倉庫で、カストロール (Castrol) とアルテコ (Alteco) の偽商標の糊の製造を始めたが、10月25日、スラバヤにあるカストロールの工場主バスキ・ラマツ (Basuki Rahmat) 氏の通報により、ダーモノ被告は警察に逮捕された。バスキ氏は、顧客が糊の品質が落ちたと苦情を言い出したことがきっかけと述べている。

検察官は、カストロールブランドの偽造に対して10億ルピア、アルテコのブランド偽造に対して10億ルピアの罰金と、懲役5年という最大の量刑を求刑した。

2. 警察が反海賊行為対策で称賛

(ジャカルタポスト、インドネシア、2006年8月10日付)

ジャカルタ警察は、世界的な著作権保護機関である映画著作権協会 (Motion Picture Association: MPA) から、インドネシアでの知的財産権保護と海賊行為との戦いに対して、賞を授与された。

MPAのインドネシア代表のAlex Arena氏が、9日、市の警察本部で賞を授与した。背後には最近の摘発で押収された海賊版VCDが山積みになっていた。また、映画協会は、警察が摘発の際に利用するための車 (バン) も提供した。

「これは、アジア太平洋地域で最初の海賊版摘発行為の成功を称えるものだ」とArena氏は記者団に語った。

特別犯罪ユニットチームのSigit Sudarmanto 警視は、警察は海賊版VCDの製造者を定期的に摘発すると述べた。

ベトナム

1. ベトナムとEPO、特許保護で協力強化

(タイ・ニュース・サービス、2006年8月1日付、ベトナム・ニュース・ブリーフ・サービス、2006年8月1日付)

ベトナム知的財産庁(NOIP)とヨーロッパ特許庁(European Patent Office: EPO)は、7月31日ハノイで特許保護の分野で相互協力を進めるための覚書に署名した。

署名者は、ベトナム知的財産庁のPham Dinh Chuong 長官と、ヨーロッパ特許庁のアラン・ポンピドゥー(Alain Pompidou)長官である。

覚書は、両庁が特許の分野で協力し、改良、開発、交流活動を通じて、関係強化を図ることを目的としている。

チュオン長官は、覚書の内容はベトナムの知的財産制度を改善するため、双方により組まれた計画によって実現されるだろうと発表した。

覚書により、ベトナム知的財産庁はEPOのデータベースに直接アクセスでき、5,500万件の特許書類の検索ができるようになる。また、EPOは、データベースを通じて、ベトナムの発明を公開することのサポートもする。

2. 123の国内ブランド、国際的保護を受ける

(サイゴンタイムズ・デイリー、2006年8月18日付)

国家知的財産権庁(NOIP)は、123の国内ブランドが海外で登録されて保護を受けていると発表した。NOIPのエキスパート、Tran Huu Nam 氏によれば、1986年に最初のブランドが海外で登録され、それにより多くの国内企業が海外でのブランド保護の重要性を認識したとのことである。

NOIPは、ホーチミン市で開催された2日間に及ぶ知的財産セミナーで、参加した200社に対して、特に輸出業者に商標を登録するよう求めた。

ベトナムはマドリッド・プロトコルに加盟し、先月発効したが、国内企業は商標侵害を避けるためNOIPで商標の登録を進めるべきである。

「企業は商標登録をすれば、マドリッド・プロトコルに加盟している56の国と地域で保護を受けることができる」と同氏は述べた。NOIPによれば、商標の国際登録には手数料として100USドルの支払いが必要である。

3. 技術移転法案、曖昧さを残す

(タイ・ニュースサービス、2006年8月18日付)

政府は、先週、技術移転の新法案を一般に公開した。新法は、2005年政令第11号を改廃するものである。

立法の意図は、技術移転をより円滑、透明化し、当事者のライセンス条件の決定に最大限の柔軟性を与え、また、危険なあるいは望ましくない技術の移転を規制し、国家の利益を保護しようとするものである。

これらのゴール設定に対し、法案は効果的改正を加えてはいるが、多くの点で問題を残している。法案の根本的問題点は「技術」の定義が非常に曖昧で、予想される課題に対して確実な対処法を備

えていないことだ。法案の3(1)条では、技術は「工具や媒体を使うかどうかに関わらず、原料を製品に変えるソリューション、工法、ノウハウ」と定義され、これは範囲が非常に広くかつ狭いものである。

例えば、この定義によれば、工場で衣類を製造する工法は見た目では「技術」と考えられるが、ミサイルの発射システムはそうではない。「技術」は確かに定義が難しいが、「原料」の「製品」への転換をその基準とすることは不適切に見える。

法案では、「技術移転の対象」を産業財産及び「技術のフランチャイズ」と定義している。これは推察するところ、知的財産とフランチャイズ契約は知財法及びフランチャイズ特別法に従うが、これらは同時に技術移転法にも従うという趣旨と思われる。これにより企業は複数の法に従い複数の政府機関で契約を登録し、それに伴う時間と経費が増加し、複数の機関の間での見解の不一致をもたらし恐れがあり、企業に不安を抱かせるものである。

これらの法は、調整の上、商標のフランチャイズや技術のライセンスを含むように知的財産法に一本化されるか、又はこれらの法のさまざまな領域が明確に線引きされるか、このどちらかの見直しが必要である。

4. 専門家、商標の保護を求める

(*タイニュース・サービス、2006年8月22日付*)

グローバル化が進行する時代に、ベトナム企業は国内外で商標を登録して保護する必要があると、ホーチミン市で開催された商標登録の国際セミナーで専門家が述べた。

知的財産権庁 (Intellectual Property Right Office) (IPRO) が主催した会合の冒頭で、市の科学技術局、マドリッド国際商標登録制度に関するスイス連邦知的財産研究所 (SFIIIP)、IPROの副長官が商標の重要性を強調した。

商標は、製造、取引、輸出入を行う会社の最重要な資産の1つである。また、国際経済の統合の上でも重要な要因である。しかし企業が商標を多くの国で保護するのはそう簡単なことではない。なぜなら、国際的な法による保護は、その登録国内に限られるからである。これに対し、マドリッド協定とプロトコルを含むマドリッドシステムは、時間や手間、経費の節減の点で企業の問題解決を助けている。

このことは、企業がベトナムで商標を登録後、世界知的所有権機関 (WIPO) を通じて多くの国で登録することができることを意味する。WIPO は、当該商標をマドリッドシステムの加盟国で登録する。

現在、46カ国が協定とプロトコルの加盟国であり、10カ国が協定のみであり、22カ国がプロトコルのみの加盟国である。マドリッド協定の加盟国では、企業は出願に100USドルの手数料を支払い、12ヶ月待たねばならない。商標権が与えられれば20年間保護される。

ベトナムは1949年以来マドリッド協定の加盟国であり、本年7月11日付でマドリッドプロトコルの加盟国ともなった。

5. ベトナムと日本、科学協力協定に署名

(*タイ・ニュースサービス、2006年8月23日付*)

ベトナム、日本間の科学技術協力の枠組協定が、8月21日ハノイで署名された。

政府間で締結された協定は、二国間の情報及び科学者、技術者の交換を円滑化し、ベトナムの技術力を向上させ、知的財産権を保護するものである。

この協定により、両国は、官民のセクタが個人として又はユニットで共同事業に参加するための有利な条件を保障する。

ベトナム日本間の科学技術協力は、最近活発に行われている。日本は、ベトナムの大学生、大学

院生に毎年多くの奨学金を与えていることに加え、ベトナムの知的財産システムの近代化、原子力発電の開発と放射線の安全確保、医学や食糧の加工処理研究等の多くのプロジェクトで同国を支援してきている。

6. ベトナムの知的財産保護、依然不十分

(ベトナム・ニュースブリーフ・サービス、2006年8月30日付)

ベトナムでは本年7月はじめに知的財産法が施行されたにもかかわらず、知的財産の侵害事件が相変わらずかなりの割合で増加している。

平均して、毎年3,000件以上の知的財産、ブランドの侵害、何百件もの不正取引、模倣品事件が発見され、ほとんどすべての種類の商品、経済分野がその中に含まれていると、国家知的財産権庁のTran Viet Hung副長官は述べた。

貿易省の市場管理局によれば、主な理由は知的財産保護を規定する現行法が、限界や矛盾を抱えているためとのことである。

特に、罰則が不十分で、現行法の最も重い罰金が1億ベトナムドンであり、これが高い再犯率を招いている。加えて、ベトナムの企業と消費者は、知的財産権にいまだに十分な注意を払っておらず、知的財産権を十分に認識していない。

報告によれば、自社製品の保護に関心を示したのは国内企業のわずか10%であり、25%の企業しか商標の登録をしていなかった。

この状況を打開するため、Hung副長官は、市場管理局、経済警察、科学技術査察官、行政当局、裁判所を含む知財保護担当局は業務の遂行力を向上させ、任務の責任の一端を担うべきだと述べた。

更に重要なことは、国家はさらに多くの予算を使い、判事に専門知識の研修を行い、法廷で商標侵害事件の判断を下すことができるようにするべきである。

ラオス

1. ホンダ、ラオスの知的財産法下で権利保護

(アジア太平洋ニュースエージェンシー、2006年8月15日付)

ラオスの商標法・知的財産法は、先週、代表的自動車製造会社である本田技研工業の知的財産権侵害事件により注目を集めた。

11日に、ジャンパスック(Champassak)県のパクセ(Pakse)にある同県科学技術環境局(STEA)で開催された会議で、商標及び知的財産権保護に関する首相令と規則に関して説明があった。

ジャンパスック県STEАのKhampou Souliyavong局長と、知的財産・規格度量衡部のViengnakhone Boualapanh部長が議長役を務めた。

会議では、ホンダの知的財産権侵害事件が取り上げられ、同社の「GXエンジン」と他の登録商標が問題とされた。この会議は、ラオスで登録されたホンダの商標と関連する商標及び意匠について再確認するために召集されたものである。

商標と規則の首相令により、個人や法人でホンダの商標やロゴ、関連する権利を持つ製品を輸入又は流通しようとする者は、正規の許可を得るべきである。それをしない場合は、法的制裁を受けるリスクがある。

会議では、すべての参加者がこの問題の不法行為を認識し、ホンダの商標と汎用製品への侵害行為をやめさせることを再認識した。

日本の本田技研工業の代表は、世界水準に従って高い水準の製品を生産販売し、顧客の満足を得るために努力してきており、同社はラオスでも、同様の方針で、ホンダ製品を正規の代理店であるNew Chip Xeng Coを通して提供してきた、と述べた。

この点で、ホンダ製品を模倣した低品質のバイクに重大な関心が寄せられている。その偽造バイクは、安全性に疑問が残るまま、チェックされずにラオス市場に大量に出回っているからである。

日本のホンダの代表は、ラオス政府の努力に感謝の意を表し、政府の実行部隊により迅速な対策が採られていることにも感謝した。

ホンダの代表は、知的財産権の侵害に断固たる態度で臨むことを確約し、消費者に対しては高品質の製品を開発して提供する努力を継続して、引き続き、ラオスの投資と開発をサポートすると述べた。

インド

1. 新IPR体制は不公平

(ヒンズー、2006年8月6日付)

州知事のV.S. Achuthanandan氏は、新特許法は社会にとって有益ではないので、政策決定をする者への圧力をかけるための学術的な討論が必要であり、多国籍企業(MNCs)と外国の力により築かれた非常に不公平で搾取的な体制に抵抗するために、知識を武器とすることを求めた。

同氏は、マハトマ・ガンジー大学の国際関係学部(SIR)が主催した「インドと知的財産権の新グローバル体制」と題した3日間の国際会議で、最後のセッションで講演した。

Achuthanandan氏によれば、最近施行された知的財産権の新体制は、非常に不公平で搾取的である。富の活用の決定に関し、市民社会の権利と力が削減されている。1坪の土地に対する権益のために、その地域全体の地下水を枯渇させてはいけぬ、と同氏は語る。

新体制下で社会は重い対価を払っており、改正特許法では特許の独占期間を20年と定めているが、これは市民社会が長期間にわたり発明の果実を利用できないことを意味するものである。このような特許に対する政府及び社会の支配と権利が、新法の下で規制されている、と同氏は付け加えた。

この問題の研究調査を行わねばならない、と同知事は述べた。SIRのRaju Thadikkaran学部長は、知的財産権に関する州の委員会を設置することを求めた。この委員会では、専門家、政府の担当部署、法律家からの専門知識をもとに、州の政策の枠組みを作成する。

また、この委員会では、他国の事例研究も行う。焦点は伝統的知識、生物多様性、地理的表示に向けられるべきだと同氏は述べ、国内のどの州でも、IPRのための委員会を設置したことはないとも述べた。

このイベントは、同大学のジャンシー・ジェームズ(Jancy James)総長が議長を務めた。

2. カルカッタのグループ、GSK社の抗エイズ薬特許に反対

(ビジネス・スタンダード、2006年8月8日付)

製薬会社大手のグラクソ・スミスクライン社は、抗エイズ薬Combivirのインドでの特許取得を計画しているが、カルカッタに本拠を置くNGO団体「マニプール(州)エイズとともに生きる人のネットワーク」(Manipur Network of People Living with HIV/AIDS)がニューデリーの特許局に対して特許付与前の異議申立てを提出したことにより、障壁にぶつかるかもしれない。

同NGO団体は、Combivirは元々2つのエイズ薬zidovudineとlamivudineの合成薬にすぎず、これらの2つのエイズ薬は既に特許期間が終了してパブリックドメインになっているため、独占的な特許の権利に該当しないと主張する。

GSKは、インドを含むエイズ感染地域の多くの発展途上国でCombivirの特許を出願してきた。GSKは既にその経営戦略で、インドで発売する最も有力な商品の1つとしてCombivirを挙げている。

しかしながら、特許出願に反対する動きのために、薬の販売に排他的権利を得ようとする同社の計画は頓挫する可能性も出てきた。

同NGOの活動家は、この薬は広く使用されている薬zidovudineとlamivudineの定量合成薬であり、インド、タイなどの発展途上国で多用されているので、特許付与前の異議申立ては有効だと述べている。

3. 75の手工芸品が地理的表示の指定を受ける (ビジネス・スタンダード、2006年8月14日付)

インドの手工芸品が安い模倣品としてではなく、ブランド性を高める試みとして、政府は地域の特産として75の特別な産品に地理的表示の登録を与える予定である。これは、国内の手工芸品全体のブランドとは別の保護を与えるものである。

この計画では、各州から3つの手工芸品が地理的表示の指定を受け、チェンナイの地理的表示登記所に登録される。既に国内の21の手工芸品がアーメダバード(Ahmedabad)にある国立デザイン研究所(National Institute of Design) (NID) から指定を受けている。それらの州とは、カルナタカ、グジャラート、タミル・ナドゥ、ラジャスタン、ビハール、ケララ、マディヤ・プラディシュの7つの州である。

これらは、ポチャムパリ(Pochampalli)サリーやチャンドリー(Chanderi)シルクのような、1999年地理的表示(登録及び保護)法により既に知的財産権保護が与えられている手織りの手工芸品に対して、地理的表示の指定が行われた最初の例だ。

NIDにより地理的表示指定のリストに加えられた工芸品には、白檀の彫物、ナバルガンドのドイリー(Navalgund durries)、クッチ(Kutch)の刺繍、アゲート(Agate)の石の作品、タジャパール(Thanjavur)のプレート、ジャイプールの青色陶器、ウダイプールの粘土細工、シキ(Sikki)の草製品、スジュニ(Sujuni)の刺繍、ポパールのザリ製品(zari work)、バガ(Bagh)の木版印刷が含まれる。

「21のGI指定の申請書類は完備し、来月出願される。あわせて、75の手工芸品に対してGIを取得する予定である。このうち50は、この財政年度に履行される」と開発コミッショナー(手工芸品)のSanjay Agarwal氏は述べた。

4. インドの種子生産者、意識高揚の必要あり (ファイナンシャル・エクスプレス、2006年8月14日付)

TRIPS協定の署名国となり、植物品種と農業者の権利保護法(PVPFR)を可決したにも関わらず、インドの種苗産業は、特許保護体制という大きな構図に向かって自分たちの品種を登録することにまだ目覚めていない。多くの知的財産権問題が世界規模で表れている中で、インドのシナリオは、まるでPVPFR法を十分理解しなくても、自分たちの品種を登録しようとする者に対して十分な登録の余地があるというようなものだ。この法律は現実に施行されたのだが、その認識度はまだ広がっていない。

植物品種と農業者の権利保護局のS. Nagarajan 局長によれば、法律の認識度が低い「インドの人と産業は眠っている」状態であり、種苗業界は目を覚まして特許体制の現実を理解すべきだと、植物品種と農業者及び種苗産業の権利保護ワークショップで同局長は述べた。このワークショップは、全インドバイオテクノロジー協会及びバイオテック・コンソーシアムにより主催されたものである。ワークショップは、知的財産権を尊重し、法のニュアンスを主な関係者に認識させることが目的である。

PVPFRへの認識度が低いことを認めつつ、Bioseed Research India Pvt Ltd のParesh Verma部長(リサーチ)は、「このシナリオは歯のないトラのようなものだ。かつて農業分野には知的財産権はなかったもので、科学者、育成者、農業者は心構えを変える必要がある。しかし、この産業も徐々に認識を始め、変化が起きてきている」と述べた。

同産業は、この法律への準備を進めるべきだ。この法律はすべての国際基準に合致し、130カ国で認められている、と同氏は付け加えた。種苗産業協会の国際部門のDeepak Mullick 部長は、農業者の状況を見て、法案成立の過程に多くの官僚が関与しているものの、彼らの多くが品種保護制度を求めなくても、法案は議会を通過してしまう、と述べている。PVPFR 法は育成者の権利を保護するための法的枠組みである。

5. インドのIP機関、米国のIPR 会社と提携する
(アジアパルス、2006年8月28日付)

知的財産研究・実務機関(Institute of Intellectual Property Research and Practice)(IIPRP) は、インドの製薬・バイオ技術会社に米国の特許問題についての研修を受けさせるため、米国に拠点を置く知的財産法律事務所Sughrue Mion と提携した。

「知的財産保護は、今日、製薬会社とバイオテクノロジー会社が直面する中心課題の1つである。これらの産業に従事する者は、自分たちの特許の保護を確実にするため、1つ1つの法制をすべて承知し、かつ国際的、特に米国のシナリオを知ることが非常に重要だ。」とIIPRPのAmar Raj Lall会長は述べた。

同機関では、米国の商標法とその実務につき、デリーで9月8日と9日、ムンバイで9月11日と12日、それぞれ2日間のセミナーの開催を予定している。

セミナーには、米国、インドの両国から、幅広い製薬業者や大手のバイオテクノロジー業者、法律の専門家が集うと見込まれる。IIPRP は、かつて特許問題で種々のワークショップを開催し、Pannacea Biotec社、Jubilant社、Ranbaxy社を含む、大小様々な製薬会社の参加を得た。

6. マイクロソフト社、知的財産権保護を州に要求
(ヒンズー、2006年8月31日付)

Y.S. Rajasekhara州知事は、マイクロソフト社がハイデラバード市に設置した開発センターの開所式で、建物施設見学の後、最大限の支援を約束した。IT最王手であるマイクロソフト社は、当地で事業を開始したが、知的財産権と著作権の保護をするよう、州政府が対策を講ずるように求めた。

マイクロソフト社のインド開発センターSrini Koppolu 社長は、政府は同じソフトを部内で使い回すのではなく、マイクロソフト製品を使用するためのライセンス取得を増やすべきだと述べた。「我々はY.S. Rajasekhara Reddy 州知事に、IPは政府のすべての部局で尊重されるべきであると申し上げた」と同社長は述べた。

パキスタン

1. IPR侵害抑制キャンペーンに明るい見とおし

(ビジネス・レコーダー、2006年8月28日付)

知的財産権の侵害という違法行為を減らすため、政府は、外国からの投資にダメージを与えているあらゆるタイプの侵害に対抗するキャンペーンを推進するとともに、法の制定も検討している。

26日、現地の「ビジネス・レコーダー」により収集された情報によれば、政府は違法な侵害行為を減らすため、必要な手段を講ずるよう担当機関に指示を出したとのことである。

WTO・TRIPs 条約の加盟国として、パキスタンは知的財産に関する最低限の保護策を講ずる義務がある。これに従い、パキスタンは知的財産関連法をレベルアップし、WTO条約との一致を図ろうとしてきた。

アセアン

1. ニュージーランドはアセアンとの貿易交渉で懸案事項の削除拒否

(アジェンダ・フランス・プレス、2006年8月18日付)

ニュージーランドは、地域ブロックの10カ国のメンバーからの反対にも関わらず、懸案の労働、環境、知的財産権問題をアセアンとの貿易交渉の議題からはずさないと言った。

「我々はこの問題につきさらに討論を深めるが、各々の側が現在の立場を崩さない」とニュージーランドの外交通商省の交渉団代表のMartin Harvey氏は、「これがニュージーランドの立場(これらの3つの問題を含める)である」と付け加えた。

ハーベイ氏は、ニュージーランドの立場を擁護し、「これは新しい問題ではない。我々は既にタイ、シンガポール、ブルネイとの自由貿易交渉の一部として労働、環境、知的財産での調整を行ってきた」と述べた。

2. アジアでは知的財産にもっと敬意を払うべし

(ネーション、タイ、2006年8月23日付)

知的財産権の専門家は、アジア諸国に対して、人々への教育のレベルから地域経済を支え、個々の国家の成長に至るまで、知的財産権へのより深い認識を呼び起こす必要性を訴えた。

シンガポールで行われた2日間の知的財産グローバルフォーラムで、世界各国の代表は、あらゆる分野、とりわけ国の経済成長をもたらすビジネス分野での知的財産への認識を持つよう求められた。

シンガポールの副首相及び法務大臣のS Jayakumar氏は、アジアではIPを取り巻く世界的な展望が変化しているのを目の当たりにしていると述べた。もし事業家がIPの価値をもっと理解するならば、アジアの地域経済は大きな進展を見るだろうとし、「ビジネスにおける創造性、保護、管理の改善は、我々の経済成長を力強く押し上げる」とJayakumar氏は述べた。

シンガポールIPアカデミーのDavid Llewelyn 理事は、アジアの経済成長は平均年率7～8%だが、IPへの理解が広がれば、地域のGDPを年率8～10%へ押し上げるとしている。

「子供たちの教育は、IPの一般的理解を増進させるために基本的な必須事項である。」とLlewelyn氏は述べ、「この認識が、侵害問題に対して自らを保護するために費やす政府と民間企業の経費の削減にもつながる。」とも述べた。

シンガポール政府は、何年も前から教育システムにIP理解の教育を導入している。その結果、シンガポールは、アジアの他国あるいは先進国と比較しても優位な立場に立っていると、Llewelyn氏は述べている。

ユニリーバ社の模倣品対策国際相談役リチャード・ヘス氏は、自らの研究によれば、世界貿易の5～7%は偽造問題に直面している。全模倣品の70%は中国に端を発し、他のほとんどはアジア地域の発展途上国で製造されている。

米国の知財資産管理のリーディング会社であるLECGのスザンヌ・ハリソン理事は、何らかの行動が起こされない限り、長期的に見て、偽造問題は各国の経済成長を阻害するだろうと述べた。最近の米国政府の統計では、米国の全貿易額の中で模倣品は年間5,120億ドルにも相当する。これらは主に認識不足からだハリソン氏は述べた。

英国の前特許上級判事のヒュー・ラディー卿は、発展途上国は知的財産法をグレードアップし、社会に対する影響力をもっと与えるべきだと述べた。

3.知的財産権の強化と引き換えに、米国、アセアン諸国に市場へのアクセス提供 (グローバル・インサイト・デイリー・アナリシス、2006年8月23日付)

米国と東南アジア諸国連合(アセアン)では、25日、貿易・投資協定に署名する。これはアセアン加盟10カ国が米国の知的財産により強い保護を与えることと引き換えに、米国市場へのより大きなアクセスが与えられるものである。貿易・投資枠組み協定(Trade and Investment Framework Arrangement)(TIFA)の草案では、すべての加盟国は「透明性とガバナンスを向上させ、国際貿易と投資面で違法行為の防止に尽力すること」が規定されている。

協定では、アセアンとワシントンが「知的財産権の効果的保護が技術革新と投資を奨励する」という認識を共有することが述べられているが、特別な手段は挙げていない。アセアン事務総長のOng Keng 氏は、TIFAは自由貿易協定の前段であり、米国との経済的連携の強化に繋がるものではあるが、その一方でアセアンのメンバーであるミャンマーに対しては、依然として、経済制裁を継続するものであると述べた。